

●前回の振り返り(適正な水道料金のあり方)(P3) ※抜粋

ア 財源不足の背景

- ・維持管理費や建設改良費の高騰及び料金収入の減少
- ・管路・施設の更新財源の不足(内部留保資金の不足)

イ 経営戦略期間における財源不足額

本市では、旧簡易水道地域の収支不足約9億円/年を一般会計からの繰入で補填しているが、令和9～18年度は収支の赤字により23億円/年と資産維持費により37億円/年の計60億円/年が、不足する見込みである。

ウ 必要改定率

アを解消するためには、水道事業全体で、約70%の水道料金改定が必要である。

●料金算定期間について(P11)※抜粋

料金算定期間を4年とする。

影響(留意点):R18年度に目標の内部留保資金を確保するためには2回目以降の改定が必要です。

●料金改定率の検討(事務局案)(P15)

約70%の改定を一度に実施すると、市民負担が急激に増加します。
そこで2つの緩和策を実施し、必要改定率を40.2%に軽減します。

負担
緩和策

- ①投資計画の再精査によるR9～18年で事業費総額50億円の削減
- ②企業債の追加発行(5億円/年)

さらに市民負担を軽減するために、一般会計からの繰入を検討しています。
急激な料金改定率を緩和するため、独立採算の原則から無制限ではなく、約15億円の繰入金増額を上限に、必要改定率を22.3%に軽減する案を提示します。
※現在の試算ではR13に18.1%の改定(累積改定率44.4%)を見込んでいます。

●料金改定率の検討(経営指標目標の達成状況)(P16)

①料金算定期間の赤字解消:営業収支の資金不足相当の確保
②中長期経営計画期間の内部留保資金確保:約50億円程度
③企業債残高/給水収益比率の適正管理:現状116%→150%以内

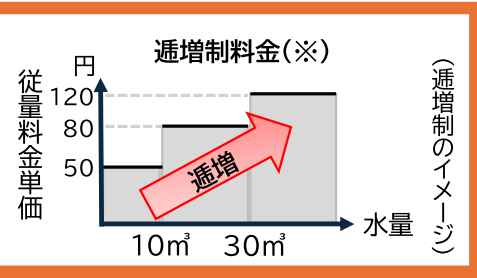
	緩和策実施後	繰入追加後
平均改定率(R9-R12)	+40.2%	+22.3%
平均改定率(R13-R18)	+16.4%	+18.1%
累積改定率	63.2%	44.4%
①赤字解消	解消	解消
②内部留保資金(R18)	50億円	50億円
③企業債残高対給水収益比率(R18)	118.1%	133.5%
(参考)企業債残高(R18)	151億円	151億円

●料金の内訳(P19)

料金は一般的に基本料金と従量料金に分けた二部料金制です。

二部料金制	基本料金	使用水量の有無にかかわらず負担する料金
	従量料金	使用水量に応じて単位水量当たりの価格により算定し負担する料金

●逓増料金の現状(P19)



・逓増制料金とは、使用水量の増加に伴い、水量単価が高額になる料金体系

・逓増制導入時の背景

- ①特定の利用者の大量使用による水道施設への過大な負荷抑制
- ②水道普及促進のため、生活用水利用者の料金を抑制

●逓増制見直しの必要性(P25)

●公衆衛生から社会資本整備の確保へ(国土交通省所管)

【課題1:逓増制導入の目的が低下した(重要)】

- ①普及率は全国で98%超であり、水道施設拡張期の使用の抑制が必要な時代から、施設の維持管理・更新の時代に移行
- ②水需要の減少により、水使用の抑制の必要性が低下

【課題2:逓増制が経営にも影響を与えてきている】

- ③低額単価利用者を中心とした原価割れの発生
- ④少量利用者の増加による低額単価利用者の増加(核家族化、単身世帯の増加など生活様式の変化によるもの)

経営面への影響②(P28)

